

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月17日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

広島県公安委員会規則第15号

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則（昭和39年広島県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条関係） 1 略 2 交番				別表（第2条関係） 1 略 2 交番			
所属警察署	交番の名称	位置	所管区	所属警察署	交番の名称	位置	所管区
略				略			
広島県 広島南 警察署	略	広島市 南区上 東雲町	広島市南区のうち 段原日出一丁目・ 二丁目、段原山崎 一丁目～三丁目、 上東雲町、東雲一 丁目～三丁目、東 雲本町一丁目・二 丁目、霞一丁目・ 二丁目、出汐四丁 目	広島県 広島南 警察署	略	広島市 南区上 東雲町	広島市南区のうち 段原日出一丁目・ 二丁目、段原山崎 一丁目～三丁目、 上東雲町、東雲一 丁目～三丁目、東 雲本町一丁目・二 丁目、霞一丁目・ 二丁目、出汐四丁 目
	東雲交 番				旭町交 番		
略				略			
広島県 海田警 察署	略	広島市 安芸区 中野五 丁目	広島市安芸区のうち 中野四丁目～七丁 目、中野東四丁目 ～七丁目	広島県 海田警 察署	略	広島市 安芸区 中野五 丁目	広島市安芸区のうち 中野町四丁目～七 丁目、中野東四丁 目～七丁目
	中野東 駅前交 番				略		
略				略			

略			
3 警察官駐在所			
所属警察署	警察官駐在所の名称	位置	所管区
略			
広島県竹原警察署	略	竹原市竹原町	竹原市のうち竹原町(来須、西町、皆実、東大井)、下野町(大井東、大井西、築地、宿根)、吉名町(毛木)
	大井警察官駐在所		
略			
略			
4 警察署の直轄する所管区			
警察署	所管区		
広島県広島東警察署	広島市東区のうち二葉の里一丁目～三丁目、上大須賀町、光が丘、山根町、光町一丁目・二丁目、若草町、愛宕町、東蟹屋町、尾長西一丁目・二丁目、尾長町、尾長東一丁目～三丁目、東山町、曙一丁目～五丁目、矢賀町		
	広島市南区のうち東霞町、西霞町、出汐二丁目・三丁目、翠三丁目・四丁目、西旭町、旭一丁目～三丁目、山城町、北大河町、南大河町		
略			
5 略			
備考 略			

略			
3 警察官駐在所			
所属警察署	警察官駐在所の名称	位置	所管区
略			
広島県竹原警察署	略	竹原市竹原町	竹原市のうち竹原町(来栖、西町、皆実、東大井)、下野町(大井東、大井西、築地、宿根)、吉名町(毛木)
	大井警察官駐在所		
略			
略			
4 警察署の直轄する所管区			
警察署	所管区		
広島県広島東警察署	広島市東区のうち二葉の里一丁目～三丁目、上大須賀町、光が丘、山根町、光町一丁目・二丁目、若草町、愛宕町、東蟹屋町、尾長西一丁目・二丁目、尾長町、尾長東一丁目～三丁目、東山町、曙一丁目～五丁目、矢賀町		
略			
5 略			
備考 略			

附 則

この公安委員会規則は、令和5年9月19日から施行する。ただし、別表2交番の部広島県海田警察署の款中野東駅前交番の項所管区の欄の改正規定、別表3警察官駐在所の部広島県竹原警察署の款大井警察官駐在所の項所管区の欄の改正規定及び別表4警察署の直轄する所管区の部広島県広島東警察署の項所管区の欄の改正規定は、公布の日から施行する。